

毎週火・金曜日発行

島根県報

第一、三六二号
(火曜日)
平成十四年四月二十三日

告示

島根県告示第四百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年四月二十三日

告示
目次
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の（長寿社会課）一
指定
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の（　　〃　　）一
届出
島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の（農業振興課）二
一部改正
平成十四年度定期種畜検査の実施
土地改良区の役員の就任及び退任
林業種苗法の規定に基づく指定採取源の指定の解除
保安林の指定の解除
沿岸漁業改善資金の償還金及び違約金の収納事務並
びに貸付金の支出事務の委託の解除
漁業災害補償法の規定に基づく同意
公水面埋立ての竣工認可

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
サンアイリス薬局平田店	平田市平田町字古川二二 六四一四	平成十四年二月一日
ふじい歯科クリニック	江津市敬川町一一八一 一六	平成十四年三月六日
有限会社ホテイ薬局山代店	松江市山代町四八〇一三 六	平成十四年三月十九日
中村医院	那賀郡三隅町三隅一三五 六三	平成十四年四月一日
松岡歯科大和診療所	邑智郡大和村都賀本郷一 六三	平成十四年四月十五日
安来中央薬局	安来市今津町六七〇一三 一五	平成十四年四月一日

島根県告示第四百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があつたので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

地労委告示

あつせん員候補者の解任
あつせん員候補者の委嘱

公告

平成十四年度改良普及員資格試験の実施

都市計画変更の図書の縦覧

(生産指導課)一四
(下水道推進課)一五

(港湾空港課)一三
(漁業管理課)一二

一五
一五
平成十四年四月二十三日

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
中村医院	那賀郡三隅町三隅一三四 邑智郡大和村都賀本郷一 六三	平成十四年三月三十一日 平成十四年四月十四日
三代医院	大原郡木次町木次五四番 地	平成十四年三月三十一日
加藤歯科医院	出雲市大津町一一〇二一	平成十四年三月三十日

別表(第二条関係)

中山間地域活性化資金の種類	貸付金のうち一億七千万円以下の部分		貸付金のうち一億七千万円を超える部分		貸付期間が十四年以内の場合		貸付期間が十四年を超える十五年以内の場合		貸付期間が十四年以内の場合		貸付期間が十四年を超える十五年以内の場合	
	融資機関が措置要綱第三の二のア、ウ及びオに掲げる者である場合	融資機関が措置要綱第三の二のイ、エ、カ及びキに掲げる者である場合										
大企業に貸し付ける場合	大企業以外の者に貸し付ける場合	大企業に貸し付ける場合	大企業に貸し付ける場合	大企業に貸し付ける場合	年一・二パーセント	年〇・九五パーセント	年一・四五パーセント	年一・二パーセント	年〇・七パーセント	年〇・九五パーセント	年〇・九五パーセント	年一・一五パーセント
農業協同組合等に貸し付ける場合	農業協同組合等以外の者に貸し付ける場合	大企業以外の者に貸し付ける場合	大企業に貸し付ける場合	大企業に貸し付ける場合	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト
年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年〇・九五パーセント	年一・二五パーセント	年一・四五パーセント	年一・一五パーセント	年〇・九パーセント	年一・一五パーセント	年一・一五パーセント	年〇・六五パーセント	年〇・九五パーセント	年〇・九五パーセント	年〇・九五パーセント
年〇・六パーセント	年〇・六パーセント	年〇・六パーセント	年〇・三パーセント	年〇・五五パーセント	年〇・五五パーセント	年〇・三パーセント	年〇・五五パーセント	年〇・五五パーセント	年〇・八パーセント	年〇・七五パーセント	年〇・七五パーセント	年〇・七五パーセント
				ト	年〇・五五パーセント	ト	年〇・五五パーセント	ト	年〇・五五パーセント	年〇・五五パーセント	年〇・五五パーセント	年〇・五五パーセント

島根県告示第四百六十三号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱(平成三年島根県告示第四百四十七号)の一部を次のよう改正する。

平成十四年四月二十三日

島根県知事 澄田信義

別表中備考以外の部分を次のよう改める。

附
則

- 1 この告示は、平成十四年四月二十三日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十四年四月二日から適用する。

2 平成十四年四月二日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成二年六月七日付け「農経A第六百三十五号農林水産事務次官依命通知）第四の（三）の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金について、なお従前の例による。

島根県告示第四百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十四年四月二十三日

昌黎縣志

就任した役員の氏名及び住所

理三

小笠原清
邑智郡松江町
力字江原一三八番地

平成十四年三月二十九日

退任した役員の氏名及び住所

理事

昌黎縣志

100

根県告示第四百六十六号

種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定により、指定採取源の

る。

平成十四年四月二十三日

島根県知事 澄田信義

指定番号	指定年月日	指定の種採別	樹種	所在場所	本(本)数	面(ha)積	所有者等の住所及 び氏名又は名称
四五・九五	四六・七・一三	普通母樹林	あかまつ	益田市遠田町三六八〇	四八〇	〇・五〇	埼玉県加須市鳩山一二番地八 高橋秀児 埼玉県北埼玉郡北川辺町向古河二二二

四五一九六														
四五一九七														
四五一九八														
四五一九九														
四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	
四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	
あかまつ	あかまつ	あかまつ	あかまつ	す ぎ	あかまつ	あかまつ	ひのき	す ぎ	ひのき	ひのき	す ぎ	あかまつ	す ぎ	
益田市市原町八五二ホカ二	益田市市原町九二九ホカ一	益田市木部町イ一六四	益田市木部町イ一七九一	益田市種村町一三九九	益田市愛栄町イ七五二一 ホカ二	益田市愛栄町九六七一 一	鹿足郡六日市町立河内一六	鹿足郡柿木村福川六九八一 三六統一	鹿足郡柿木村福川六九八一 三〇九	鹿足郡日原町滝元宮ノ上三 一二六三一 一	美濃郡匹見町落合三六二 一	美濃郡匹見町落合四七一 一	美濃郡美都町板井一一〇二	
一、五六八	一、三三二	一、一四〇	一、五三二	四五六	七三五	一、一三一	二八八	三九〇	一〇七	二七六	二二四	四四一	一八	
二・一二	二・〇八	一・五〇	一・八八	〇・六〇	一・三〇	二・〇二	〇・五四	〇・四一	〇・二〇	〇・二〇	〇・二〇	〇・六〇	一〇・五〇	
城市定人	益田市市原町イ六三五	棕木健次	佐々木剛三	益田市木部町イ三一七一	又賀忠義	益田市土田町八九一二 西村貞泰	大阪市城東区古市三丁目一〇番地一四 一四〇五	益田市愛栄町イ一四二 西村浩太郎	鹿足郡六日市町立河内一〇六五 下森芳久	鹿足郡柿木村福川七二三 村田保富	小林倉之助 鹿足郡日原町滝元小直四九八 三浦竹子	美濃郡匹見町落合ホ八九 藤井求	国土交通省	五番地五 高橋伸児 斎藤忠義 美濃郡美都町板井川六九

四六一八三	四六一八二	四六一八一	四六一八〇	四六一七七	四六一七六	四六一七四	四六一七三	四六一七二	四六一七一	四六一六八	四六一六六	四六一六四	四六一六二	四七三三一
四七三三一	四七三三一	四七三三一	四七三三一	四七三三一	四七三三一	四七三三一	四七三三一	四七三三一	四七三三一	四七三三一	四七三三一	四七三三一	四七三三一	四七三三一
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
すぎ	すぎ	すぎ	ひのき	あかまつ	あかまつ	あかまつ	あかまつ	あかまつ	ひのき	ひのき	ひのき	ひのき	ひのき	あかまつ
五一美濃郡匹見町匹見一九八二	美濃郡匹見町紙祖一九九六	八一三	美濃郡美都町宇津川イ八七	七ホカ一	四美濃郡美都町宇津川イ六九	美濃郡美都町久原二〇七七	一三ホカ一	ホカ一	三六	美濃郡美都町宇津川ハ一三	一〇六七	ホカ一	一美濃郡美都町都茂三七〇〇	益田市左ヶ山町八七三一一
四六〇	七六八	二、八二五	三〇〇	八〇二	五一六	一九八	九三五	一、一九六	七四三	五三	七五二	六六	四、二七〇	六・一〇
○五〇	○六〇	二・五〇	〇・二〇	〇・六八	〇・四二	〇・三〇	一・一〇	一・九三	〇・五九	〇・一〇	〇・六九	〇・〇九	益田市幸町一―三六	益田市染羽町四一三三
齊藤博保	美濃郡匹見町匹見イ八〇八	石原久	美濃郡匹見町匹見イ七三一	澄川文男	齊藤道太	河野百合子	五原屋邦司	佐々木健	右田勇	広島県広島市安佐南区祇園六一二二一	弥重美代子	佐々木健	益田市大谷康治	益田市大谷康治

四六一三三	四六一二二	四六一二九	四六一二八	四六一二七	四六一二六	四六一二二	四六一二一	四六一二〇	四六一二〇九	四六一二〇八	四六一二〇二	四六一二〇一	四六一〇〇
四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
ひのき	ひのき	ひのき	ひのき	ひのき	あかまつ	ひのき	ひのき	す	す	す	ひのき	ひのき	ひのき
鹿足郡柿木村福川一三三七	鹿足郡柿木村福川一四〇二 一二	鹿足郡柿木村福川一五二九	鹿足郡柿木村福川一五二九 一	鹿足郡柿木村福川一五六一	鹿足郡柿木村福川一五六一 二	鹿足郡日原町滝元椎の木二 八四四	鹿足郡日原町商人背戸平二 三八八一ホカ一	鹿足郡日原町商人砂石二六 七六一	鹿足郡日原町滝元上ノ口一 九五九一二	鹿足郡津和野町豊稼ウルシ カ九九七	鹿足郡津和野町笛山青野平 一二六〇一一	鹿足郡津和野町吹野家ノ上 一四三二	二四一
一一四	一一三	九〇	八二	一一〇	四、五〇〇	三九四	七八	三三六	四三九	八七	二三	四二〇	〇・一八
〇・一四	〇・一五	〇・〇八	〇・〇七	〇・一二	四・五七	〇・三八	〇・一〇	〇・三三	〇・四九	〇・一〇	〇・〇七	〇・四〇	鹿足郡津和野町吹野一四 大庭倉雄
齋藤尚介	鹿足郡柿木村福川三七七	永田信美	村上武	村保富	鹿足郡柿木村木部谷二七〇	鹿足郡柿木村福川七二二	鹿足郡柿木村福川七二二 村田仁志	鹿足郡柿木村福川七二二 村田保富	鹿足郡日原町商人一六七七 廣田誠二	鹿足郡日原町商人一四二〇 岸田豊美	鹿足郡日原町滝元四三六 大井 豊	有福寿美 桑原俊輔	広島県広島市中区舟入南三一 一三一三 〇・四〇八 長嶺和哉

四六一二三三	四七三三一	四八五一一	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	鹿足郡柿木村福川一二三三	一〇〇
四六一二三四	四七三三一	四八五一一	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	鹿足郡柿木村福川一五七一	七八
四六一二三五	四七三三一	四八五一一	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	鹿足郡柿木村福川五七三一	〇・四二
四六一二三六	四七三三一	四八五一一	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	鹿足郡柿木村福川一九二一六	齋藤薰
四六一二三七	四七三三一	四八五一一	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	鹿足郡柿木村福川一三五	鹿足郡柿木村福川一三五
四六一二三八	四七三三一	四八五一一	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	鹿足郡柿木村福川六九二一六	鹿足郡柿木村福川六九二一六
す	す	ひのき	ひのき	ひのき	す	あかまつ	ひのき	す	ひのき	ひのき	ひのき	ひのき	鹿足郡柿木村木部谷一〇九	鹿足郡柿木村木部谷七〇
ぎ	ぎ				ぎ		ぎ	ぎ	ぎ	ぎ	ぎ	ぎ	横田知也	村田信雄
益田市薄原町六四三一一	益田市黒周町五九ホカ三	九七	鹿足郡六日市町注連川一七	二七	鹿足郡六日市町六日市一一	三六一五	鹿足郡六日市町立河内一六	七八一二	鹿足郡柿木村柿木一一六一	二一	鹿足郡柿木村木部谷一一五	二一	鹿足郡柿木村大野原八九〇	一五〇
一五四	四〇一	五四一	二八二	二二七	五七〇二	五、一七九	二、〇六七	七七〇	五八	五一	四三	一五〇	〇・一四	〇・〇七
〇・三〇	〇・五〇	〇・五三	〇・三〇	一・九〇	五・五七	二・六五	一・八四	〇・六八	〇・一	〇・五	〇・五	〇・五	鹿足郡柿木村木部谷七〇	鹿足郡柿木村福川一三五
斎藤久人	益田市隅村町赤松七九七	須山千秋	矢野武文	渡辺木好	村上定弘	鹿足郡六日市町注連川八三一	鹿足郡六日市町注連川一九二一	下森芳久	鹿足郡六日市町立河内一〇六五	鹿足郡六日市町六日市八〇一	鹿足郡柿木村柿木六二五	鹿足郡柿木村木部谷一一六	鹿足郡柿木村大野原一一七一一	鹿足郡柿木村福川一九二一六

四七一 一五四	四七一 一五三	四七一 一五二	四七一 一五一	四七一 一四九	四七一 一四八	四七一 一四七	四七一 一四六	四七一 一四五	四七一 一四四	四七一 一四三	四七一 一四一	四七一 一四〇	四七一 一三九
四八・ 五・ 一	四八・ 五・ 一	四八・ 五・ 一	四八・ 五・ 一	四八・ 五・ 一	四八・ 五・ 一	四八・ 五・ 一	四八・ 五・ 一	四八・ 五・ 一	四八・ 五・ 一	四八・ 五・ 一	四八・ 五・ 一	四八・ 五・ 一	四八・ 五・ 一
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
す ぎ	す ぎ	ひのき	ひのき	ひのき	ひのき	す ぎ	ひのき	ひのき	ひのき	ひのき	す ぎ	す ぎ	す ぎ
美濃郡匹見町石谷一三一四	美濃郡美都町宇津川八八一	二統一 美濃郡美都町宇津川イ四一	六 美濃郡美都町宇津川イ六九	美濃郡美都町丸茂三二八一	ホカ一 美濃郡美都町丸茂二七一八	益田市大谷町二五四八一一	九八 益田市大谷町二二二〇一一	ホカ一 益田市美濃地町九七七一一	カ 益田市美濃地町イ一七〇ホ	カ 益田市美濃地町イ一四一ホ	カ 益田市多田町五三一	カ 益田市多田町二五六〇一一	益田市大谷町二三六〇一一
一〇四	七五	七八	一四七	二九四	三一五	一六〇	二八〇	一四七	二七八	三一六	六四	三九一	三六一
○・ 一〇	○・ 一〇	○・ 一四	○・ 一八	○・ 二七	○・ 四二	○・ 二〇	○・ 四五	○・ 一五	○・ 二八	○・ 三二	○・ 一〇	○・ 九〇	○・ 八〇
村上 勝	美濃郡匹見町石谷口七五 領家康元	河野百合子	河野百合子	河野百合子	千振弘 美濃郡美都町丸茂一七四九	高野蓮代 美濃郡美都町宇津川一四五	石田栄治 益田市大谷町一五八六	石田真司 益田市大谷町五七六一一	石橋久郎 益田市美濃地町イ一五五	石橋久郎 益田市美濃地町イ一五五	岡本秀美 益田市美濃地町イ一五五	岡本秀美 益田市美濃地町イ一五五	石田真司 益田市大谷町五七六一一

四七一一七〇	四七一一六九	四七一一六七	四七一一六六	四七一一六五	四七一一六四	四七一一六三	四七一一六二	四七一一六一	四七一一五六〇	四七一一五九	四七一一五八	四七一一五七	四七一一五六	四七一一五五
四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
す ぎ	す ぎ	す ぎ	す ぎ	す ぎ	す ぎ	す ぎ	す ぎ	す ぎ	す ぎ	す ぎ	ひのき	す ぎ	す ぎ	す ぎ
鹿足郡柿木村下須一二一九	鹿足郡柿木村下須一二一九	鹿足郡柿木村下須一二一〇	鹿足郡津和野町笠山家ノ溢	鹿足郡津和野町笠山中尾尻	鹿足郡津和野町笠山一	鹿足郡津和野町森枯木谷一	鹿足郡津和野町直地下ノ尻	鹿足郡津和野町直地大廻六	益田市柏原町二一六七一一	益田市桂平町二五一九	益田市桂平町二五一二	美濃郡匹見町落合四五一	美濃郡匹見町道川イ一〇二	美濃郡匹見町落合五七六
二四八	三六五	六四一	七〇二	四四〇	一、四五六	八八七	三八〇	三六	一四四	一七八	一七八五	七五六	一〇〇	九七
○・四六	○・四四	○・六一	○・三九	○・四〇	一・一二	一・一六	○・五六	○・五五	○・二〇	○・二五	一・七〇	○・七〇	○・一〇	○・一〇
三浦保人	鹿足郡柿木村下須三三二一	鹿足郡柿木村下須二二一五	鹿足郡柿木村福川七二二	鹿足郡柿木村柿木六二五	永田秀夫	財間敏夫	田中章文	鹿足郡津和野町後田ハ三八	豊田福男	益田市柏原町一〇五五	下瀬春舡	益田市愛栄町五〇	青木敬人	益田市桂平町一六五四
鹿足郡柿木村下須二二一九	鹿足郡柿木村下須二二一九	鹿足郡柿木村下須二二一〇	鹿足郡津和野町笠山家ノ溢	鹿足郡津和野町笠山中尾尻	鹿足郡津和野町笠山一	鹿足郡津和野町森枯木谷一	鹿足郡津和野町直地下ノ尻	鹿足郡津和野町直地大廻六	益田市柏原町二一六七一一	益田市桂平町二五一九	益田市桂平町二五一二	美濃郡匹見町落合ハ二〇六	大久保勝章	美濃郡匹見町落合ハ二〇六

四八一九〇	四八一九九	四八一八八	四八一八七	四七一八五	四七一八四	四七一八三	四七一八二	四七一七九	四七一七八	四七一七七	四七一七六	四七一七五	四七一七三	四七一七一	四八・五一	
四九・三・二九	四九・三・二九	四九・三・二九	四九・三・二九	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	
す ぎ	す ぎ	す ぎ	す ぎ	ひの き	ひの き	ひの き	ひの き	ひの き	ひの き	ひの き	ひの き	ひの き	ひの き	ひの き	ひの き	
美濃郡匹見町紙祖	美濃郡匹見町落合	益田市薄原町	美濃郡美都町板井川	九一〇三	鹿足郡六日市町抜月一〇三	鹿足郡柿木村大野原一〇三	鹿足郡柿木村白谷一四〇二	鹿足郡津和野町後田	鹿足郡津和野町後田仁王満	一四一八	鹿足郡津和野町笛山家ノ溢	一一一〇	鹿足郡六日市町六日市一一	鹿足郡六日市町田野原一一	鹿足郡柿木村木部谷一〇六	
四〇〇	七四四	一〇〇	八五四	一、〇五〇	六八	二三三	二五	九五二	三三六	二五二	二一八四	一、七五一	四、八三〇	一七八	○・四五	
○・四〇	○・七五	○・二四	○・七六	二・三〇	○・二二	○・二四	○・三	○・五四	○・五六	○・二四	二・二〇	一・七五	五・四二	○・四五	○・四五	
斎藤義夫	美濃郡匹見町紙祖口四二七	堀田良恵	石川丈二	土佐英雄	益田市薄原町口四七	美濃郡美都町板井川九四	西岡一市	河野貢	鹿足郡柿木村柿木六二六一六	永田信美	鹿足郡柿木村福川三八一	齋藤勇吉	津和野町	小藤昇道	鹿足郡柿木村福川七二三	鹿足郡柿木村木部谷二七〇

四八一九一	四九・三・二九	普通母樹林	す	ぎ	美濃郡匹見町落合	三六四	○・三五	藤井求
四八一九二	四九・三・二九	普通母樹林	す	ぎ	鹿足郡日原町相撲ヶ原瀬戸	一、〇六〇	一・一〇	鹿足郡日原町相撲ヶ原岩倉一九〇
四八一九三	四九・三・二九	普通母樹林	す	ぎ	鹿足郡柿木村白谷一三九五	一〇九	〇・二五	中岡通夫
四八一九五	四九・三・二九	普通母樹林	す	ぎ	鹿足郡六日市町六日市一〇	一、八〇八	一、八〇八	益田市神田町イ八一五一一
四八一九六	四九・三・二九	普通母樹林	す	ぎ	鹿足郡六日市町六日市八〇一	二・三〇	七・四〇	岡本勝哉
					鹿足郡六日市町六日市八〇一			村上定弘

島根県告示第四百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年四月二十三日

島根県知事 澄田信義

(一) 保安林に指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(二) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び美保関町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第四百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項及び第百六十五条の三第一項の規定により隱岐郡西ノ島町大字浦郷五四四一五浦郷漁業協同組合に委託していた沿岸漁業改善資金の償還金及び違約金の収納事務並びに貸付金の支出事務については、平成十四年三月三十日限りで当該委託を解除したので、島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二十二号）第三十一条の三第二項及び第五十六条の二第二項の規定により告示する。

平成十四年四月二十三日

島根県知事 澄田信義

- (一) 解除に係る保安林の所在場所
- (二) 保安林として指定された目的
- (三) 解除の理由

- (一) 道路用地とするため
- (二) 解除に係る保安林の所在場所
- (三) 保安林として指定された目的

島根県告示第四百六十九号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条の二第二項の規定による同意があつたと認めたので、同条第六項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定により告示する。

平成十四年四月二十三日

島根県知事 澄田信義

一 加入区の名称**長浜加入区****二 加入区の区域**

浜田市漁業協同組合の地区のうち浜田市長浜町及び日脚町の区域

三 漁業の区分

漁業災害補償法第百四条第一号に掲げる漁業のうち総トン数三トン未満の漁船により、主としてつり、延繩により行う漁業

二 加入区の名称**熱田加入区****四 加入区の区域**

浜田市漁業協同組合の地区のうち浜田市熱田町の区域

五 漁業の区分

漁業災害補償法第百四条第一号に掲げる漁業のうち総トン数三トン以上の漁船により、主としていかをとることを目的とする漁業

島根県告示第四百七十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣工認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年四月二十三日

島根県知事 澄田信義

一 竣功認可の年月日

平成十四年四月十二日

二 竣功認可を受けた者

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

三 埋立区域の位置、区域及び面積**1 位置**

隱岐郡知夫村字来居一七三〇一六番地、一七三〇一一二番地及び国有地の地先公有

2 区域

次の各地点のうち、①の地点と②の地点を結ぶ昭和五十四年三月二十九日付け指令四十七港第六号の九で竣工認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +〇・四一〇メートルにより決定）、②の地点から④の地点までを結ぶ昭和五十八年四月二十二日付け指令五十七港第四号の五で竣工認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +〇・三七七メートルにより決定）、④の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑯の地点を結ぶ平成八年の春分の満潮位（D. L. +〇・四七七メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 ①の地点 来居港四等三角点大島（北緯三六度〇一分三〇秒、東経一三三度〇一分二七秒）から二八二度二二分三七秒、一八七・二六メートルの地点
 ⑫の地点 ①の地点から三〇八度五二分五六秒、一一二・四〇メートルの地点
 ⑪の地点 ⑫の地点から五九度三五分五〇秒、三一・一九メートルの地点
 ⑩の地点 ⑪の地点から一四九度三六分〇五秒、二・〇〇メートルの地点
 ⑨の地点 ⑩の地点から五九度三五分四八秒、三〇・〇五メートルの地点
 ⑧の地点 ⑨の地点から一四九度三八分二四秒、五・五〇メートルの地点
 ⑦の地点 ⑧の地点から一四九度三九分一〇秒、四・〇〇メートルの地点
 ⑥の地点 ⑦の地点から一四九度三八分二一秒、九〇・八五メートルの地点
 ⑤の地点 ⑥の地点から五九度三八分四四秒、四・〇〇メートルの地点
 ④の地点 ⑤の地点から一五一度五七分一〇秒、一・七三メートルの地点
 ③の地点 ④の地点から一四一度五一分三八秒、三・九二メートルの地点
 ②の地点 ③の地点から一五一度〇〇分三七秒、五・〇五メートルの地点

島根県報

- 3 面積
 三、二〇三・四八平方メートル
- 四 免許の年月日及び番号
 平成九年十一月十八日 指令港第四号の四
- 五 閲覧場所
 知夫村役場

公 告

島根県改良普及員資格試験に関する条例（昭和五十八年島根県条例第十一号）第二条の規定に基づき、平成十四年度改良普及員資格試験を次のとおり実施するので、島根県改良普及員資格試験に関する条例施行規則（昭和五十九年島根県規則第五十三号）第六条の規定により公告する。

平成十四年四月二十三日

島根県知事 澄田信義

一 試験期日

1 筆記試験

平成十四年八月二十一日（水曜日）及び八月二十二日（木曜日）

2 口述試験

平成十四年八月二十二日（木曜日）

二 試験場所

1 筆記試験

松江市内中原町五十二番地 島根県職員会館

2 口述試験

松江市内中原町五十二番地 島根県職員会館

三 受験出願書類受付期間

平成十四年五月十三日（月曜日）から六月七日（金曜日）まで（郵送の場合は、六月七日までの消印があるものに限り受付ける。）

四 受験資格

試験は、次の(一)から(五)までのいずれかに該当する者が受験することができる。

- (一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院若しくは大学（大学院及び短期大学を除く。以下同じ。）、改良普及員の養成の事業を行う農業講習施設（学校教育法による短期大学において農業若しくは家政（生活を含む。）（以下「農業等」という。）に関する正規の課程を修めて卒業した者又は知事がこれと同等の学力を有すると認めた者を受験資格とし、かつ、修業年限二年以上の者に限る。）若しくは財団法人農民教育協会鯨淵学園（農業経営科学科普及専攻及び生活栄養科学科普及専攻）を卒業（大学院における修業を含む。）した者又は試験の実施期日から起算して一年以内に当該課程を修めて卒業（大学院における修了を含む。）する見込みの者

- (二) 学校教育法による短期大学、農業改良助長法による農業者研修教育施設及び改良普及員の養成の事業を行う農業講習施設（(一)の農業講習施設を除く。）、蚕業改良指導員（農業改良助長法施行令（昭和二十七年政令第百四十八号）附則第二項に規定する蚕業改良指導員をいう。）の養成の事業を行う蚕業講習所、学校法人自由学園最高学部（修業年限が二年であるものに限る。）、果樹試験場及び野菜・茶葉試験場農業技術研修規程（昭和三十六年農林省告示第千三百六十号）による研修機関又は旧農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程（昭和三十四年農林省告示第四百十六号）による研修機関（以下「短期大学等」という。）において農業等に関する正規の課程を修めて卒業し、又は修了した者で、卒業又は修了後試験の実施期日までに、次のイ若しくはロに掲げる職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が二年（農業等に関する正規の課程の修業年限が三年である短期大学等の当該課程を修めて卒業し、又は修了した者にあっては、一年）以上に達する者
- イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業等に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）その他これと同等以上の教育機関における農業等に関する試験研究又は教育
- ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業等に関する技術についての普及指導
- (三) 短期大学等において農業等に関する正規の課程を修めて卒業し、若しくは修了した者又はこれらと同等以上の学力を有する者であることを入学又は入所の資格とする

研修教育機関において農業等に関する課程を修めて卒業し、又は修了した者で、試験の実施期日までに、当該研修教育機関における修業年限と(二)のイ若しくはロに掲げる職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間との合計期間が二年（農業等に関する正規の課程の修業年限が三年である短期大学等の当該課程を修めて卒業し、又は修了した者にあっては、一年）以上に達する者

(四) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者で、卒業又は合格後試験の実施期日までに、(二)のイ若しくはロに掲げる職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が六年以上に達する者

(五) (一)から(四)までに掲げる者のほか、知事がこれらの者と同等以上の学歴及び経験を有すると認めた者

試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類及び写真を添えて、松江市殿町一番地（郵便番号六九〇一八五〇一）島根県農林水産部生産指導課に提出すること。

(一) 履歴書

(二) 最終学校の卒業証明書、卒業見込証明書、修了証明書若しくは修了見込証明書又は大学入学資格検定規程による大学入学資格検定の合格証明書

(三) 四の(二)から(四)までのいずれかに該当する者にあっては、職務従事期間証明書

(四) 四の(五)に該当する者にあっては、知事の交付した受験資格認定書

試験を受けようとする者は、受験手数料三千六百円に相当する額の島根県収入証紙（消印をしないこと。）を受験願書の所定の箇所に貼り付けること。

七 平成十四年度改良普及員資格試験実施要領を希望する者は、島根県農林水産部生産指導課に返信用封筒（住所及び氏名を記入し、百四十円に相当する額の切手をはり付けること。）を添えて申し込むこと。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十一条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十四年四月二十三日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

大社都市計画下水道

二 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

地方労働委員会告示

島根県地方労働委員会告示第一号

平成十三年島根県地方労働委員会告示第一号をもって公表したあつせん員候補者中、次の者を解任したので削除する。

平成十四年四月二十三日

島根県地方労働委員会会長 近藤正三

氏名	委嘱年	解任年月日	解任事由
松井幸夫	平成十三年	平十四・四・十一	平十四・三・三十一付 地方労働委員会委員辞任のため
新石侑久	平成十一年	平十四・四・十一	平十四・三・三十一付 島根県職員退職のため

島根県地方労働委員会告示第二号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により次のとおりあつせん員候補者を委嘱し、平成十三年島根県地方労働委員会告示第一号をもって公表したあつせん員候補者に追加する。

平成十四年四月二十三日

平成十四年四月二十三日

島根県地方労働委員会会長

近藤正三

毎週火・金曜日発行

平成十四年四月二十三日印刷

発行者 島根県

印発行所 松江市学園南町島陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)

神田博義	氏名
五七歳	年齢
島根県地方労働委員会事務局次長	現職
島根県自治研修所次長	経歴
松江市	住所
平成十四年	委嘱年